令和5年6月16日(金曜日)

(会議第4日目)

応招議員

1番	濱	村	美	香	2番	Щ	本	牧	夫	3番	澳	本	哲	也
4番	宮	地	葉	子	5番	宮	Ш	德	光	6番	浅	野	修	_
7番	植	田	佐	知	8番					9番	Щ	本	久	夫
10番	吉	尾	昌	樹	11番	小	松	孝	年	12番	矢	野	昭	三
13番	矢	野	依	伸	14番	中	島		郎					

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松本敏郎	副 町 長	西 村 康 浩
総務課長	土居雄人	企画調整室長	渡辺健心
情報防災課長	村 越 淳	住 民 課 長	宮川智明
健康福祉課長	佐 田 幸	農業振興課長	斉 藤 長 久
まちづくり課長	德 廣 誠 司	産業推進室長	秋 森 弘 伸
地域住民課長	青 木 浩 明	海洋森林課長	今 西 和 彦
建設課長	河 村 孝 宏	会計管理者	宮 地 美
教 育 長	畦 地 和 也	教 育 次 長	岡 本 浩
教 育 次 長	清水幸賢		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦 書記 山﨑 あゆみ

令和5年6月第2回黒潮町議会定例会

議事日程第4号

令和5年6月16日 9時00分 開議

日程第1 一般質問(質問者:10番及び11番)

日程第 2 議案第 7 号から第 13 号まで (常任委員長の報告・質疑・討論・採決)

日程第3 議案第14号及び第15号 (提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第4 議員定数等に関する調査について

日程第5 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

●町長から提出された議案

議案第14号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第15号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

令和5年6月16日 午前9時00分 開会

議長 (中島一郎君)

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、宮川德光君。

5番(宮川德光君)

おはようございます。

今年4月に行われました町議選は、県内で4例目となる定数割れという、何とも言いがたい結果となりました。結果はともあれ、それに向けての活動の中では、多くのありがたいご意見などをいただきました。今回の一般質問は、3問質問しますが、3問共に、その折のご意見や考え方に基づいた質問となっています。まず1問目ですが、あるところでは、野良猫が家の飼い猫の餌を食べ始めて、それからずっと今に続いている。また、あるところでは、多くの猫を飼っていた方が亡くなられて、かわいそうなので、その家に餌を持っていってあげているということでした。しかしながら、共に大変お困りの様子でした。こういったことを受けての質問です。

では、通告書に基づきまして、質問致します。

まず1問目ですが、野良猫対策についてと致しまして、大や猫の飼い方についての苦情が多いとのことで、動物の飼い方について、とした告知放送を度々耳にする状況下、以下を問うとしております。

この放送の一例ですが、動物の飼い方についてのお願いです。動物の飼い方について苦情が寄せられています。犬を飼っている方は、放し飼いの禁止、猫を飼っている方は室内飼いに努めるなど、ルールとマナーを守り、周囲に迷惑が掛からないようにお願いします。また、動物を捨てることは法律で禁止されています。野良猫を捕まえて、別の場所に移すことも同様に法律で禁止されています。繁殖で飼育数が増え過ぎないようにし、飼えない場合は次の飼い主を見つけるなど、無責任な飼い方をしないように、適切な飼育をお願いしますといった内容ですが。

こういう状況下に、まずカッコ 1、野良猫への苦情を多く聞くが、現状把握と対策はとしております。 答弁願います。

議長 (中島一郎君)

住民課長。

住民課長 (宮川智明君)

おはようございます。

宮川議員の一般質、野良猫対策についてのカッコ1、現状把握と対策はについてお答えを致します。

大や猫など対象となる動物につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律で、所有者が適正に飼育 管理することとして規定をされております。町としましても、適正な飼育をしていただくため、告知放送 や公式ホームページを通じて周知啓発を図っている状況です。しかしながら、猫については、放し飼いや 適切な繁殖防止措置がとられない場合もあり、その中で、繁殖した猫が野良猫となっているケースが多い と捉えております。

議員ご質問の現状把握についてですが、狂犬病予防接種に関して、市町村で登録が義務付けられている 大違い、猫については登録等の制度がないため、町内の飼育数や所有者、また野良猫の数などは把握でき ておりません。

対策については、先ほど申し上げた周知啓発のほか、猫の不適正な飼育の情報が寄せられた場合などは、 指導する立場である高知県に情報共有の上、必要に応じて訪問に同行するなど、連携協力した対応を行っ ております。

町としましては、今後も動物愛護法に規定のとおり、所有者が適正に飼育管理することを原則としなが らも、それを後押しする対応を行ってまいります。

以上でございます。

議長 (中島一郎君)

宮川德光君。

5番(宮川徳光君)

今の答弁で、野良猫に対して現状把握はできていないような答弁でございました。

その答弁と、先ほどの放送内容と現状とを絡めて想像しますというか、その現状把握ができていないということが、と、私が行って、共にお困りであったというその現状とが、何かやっぱりそうなのかなあというふうな感じを受けました。

実際、その野良猫でお困りの方というのは、どうしたらええやろうかというような方ばっかりで、そうした現状が見えてない。例えば、放送で注意喚起いいますか、そういうことを行っても、どう対応したらいいのか分からないといったのが現状なのかなあというふうに感じます。

もう少し踏み込んでといいますか、そういった実際、住民から困っているとかいった苦情の電話なんか の状況はどのようなものですか。

答弁願います。

議長 (中島一郎君)

住民課長。

住民課長 (宮川智明君)

再質問にお答え致します。

苦情またお困りの相談のお電話でいただくことが多いんですが、先ほど答弁させていただいたとおりに、場合によっては保健所につなぎまして、飼い主が特定できてる場合については保健所に同行して、適正な飼い方の指導というものは行っております。

以上でございます。

議長 (中島一郎君)

宮川德光君。

5番(宮川德光君)

ちょっと質問の仕方が悪かったようで。私は野良猫対策についてということで質問をしておりますので、 飼い主が特定とかいう話にはならないと思うがです。

それから、そういった野良猫に困っている方に対する、困ってる方からの苦情とかそれに対しての対応 といったものを今聞いたつもりでしたので、答弁願います。

議長 (中島一郎君)

住民課長。

住民課長 (宮川智明君)

再質問にお答え致します。

野良猫についてですが、大きく2つのパターンがあると思います。飼い主がいる猫と、飼い主がいない猫の2つのパターンだと思われますが、犬など登録制度がない以上、その猫が飼い主がいるか、そうでないかっていうのは判断ができません。

そういうこともありますので、飼い主が特定できた場合は、先ほど答弁させていただいたとおり保健所 等につなぐという対応をとっております。

議長 (中島一郎君)

宮川德光君。

5番(宮川德光君)

私の勉強不足ということながでしょうか。

野良猫といったら飼い主が特定する特定しないじゃなくって、飼い主がいないから野良猫なんじゃない かなというふうな認識でおるんですが、そこの確認させてください。

議長(中島一郎君)

住民課長。

住民課長 (宮川智明君)

お答え致します。

先ほど答弁させていただいたとおり、猫というのは首輪につないで飼育しているケースってのはないですので、例えば、道にいる猫などの場合が、飼っている猫なのか、そうではないというのが分かるすべがないです。そういうこともありますので、対応としましては繰り返しになりますけども、飼い主が特定できる場合について、そういった対応をしております。

あくまでも動物愛護法の原則にはよりますが、所有者、飼っている方の責任で飼育をしていただくということになりますので、野良猫という定義自体がちょっと曖昧な部分があります。で、繰り返しになってしまいますが、飼い主が特定できた場合についてそういった対応をしているということでございます。

以上です。

議長 (中島一郎君)

宮川德光君。

5番(宮川徳光君)

ちょっと質問の意図といいますか、ちょっと私の思ってるとことはちょっとずれてるのかなあと。

その野良猫であるかないかというのは、その当事者、そこ方にとったら、大体は行政側とか、よその地区から来られた方が猫を見かけてこれは野良猫やとかいうことはもちろん判断できんと思いますけども、実際お困りの方は、野良猫か飼い猫かというのは分かると思いますんで、その野良猫と思われてる、飼い主が分かってる飼い猫であれば、もうその飼い主の責任でいろいろ動いていただかなければならないわけなんですけども。そうでない猫で困っている方がいるように見られるので、そのへんの状況と今後の対策を問うというのが今回の主旨でございますので、それに沿った答弁をしていただきたいと思います。

再度、答弁願いします。

議長 (中島一郎君)

住民課長。

住民課長 (宮川智明君)

再質問にお答え致します。

繰り返しになってしまいますが、野良猫というものが、仮にですが、行政なり地域の方が、議員ご質問にあったように、例えばどっかの場所に持っていくとか、例えば処分するとかなって、後から飼い主の方が現れた場合、大きなトラブルになります。そういうこともありますし。

そもそもですが、登録制度がない以上は、所有者の特定が不可能です。そういうこともありますので、 繰り返しになってしまいますが、特定できた場合に関しては先ほどの対応をしております。

以上です。

議長 (中島一郎君)

宮川德光君。

5番(宮川德光君)

今の答弁から考えますと、猫を見かけたときに飼い主がいるかいないか、餌をあげている方から見ても、この猫はどっかの家の飼い猫なのかいうがが、すごい分かりにくいと思うんですよね。そうすると、すごい対応自体が、厳しくいうとほとんどできないような状態になってくるようにも、答弁を聞いて感じました。

そういうことで済ましていたんでは、実際に困っている方ですね。例えば、そういう方のところへ行って、状況、現状把握をするというようなことはできませんか。

答弁願います。

議長 (中島一郎君)

住民課長。

住民課長 (宮川智明君)

再質問にお答え致します。

先ほども申しましたとおり、法律的な後ろ盾がないということが一番の課題ではないかと思っています。 また、お困りごとでご相談いただいた場合、全てお断りしているわけではございませんで、ケースによっては現状把握といいますか、状況確認をさてていただく場合も当然あります。なので一律、行政が対応しませんというわけではありません。個別ケースに応じては、状況把握等に出向くことも多々ございます。 以上です。

議長 (中島一郎君)

宮川德光君。

5番(宮川德光君)

今の答弁でも、場合によってはという。よってはというような話だと、実際困られてる住民の方は、どうしたらええがやろかいうて思われてる中で、ちょっと冷たいかなというふうに捉えることもあるような答弁だったと思いますんで、もう少し受け入れの窓口を広げていってもらいたいと思いますが。

ちょっとそのへん、答弁願います。

議長(中島一郎君)

住民課長。

住民課長 (宮川智明君)

再質問にお答え致します。

受け入れ窓口を広げるというよりは、これまでも行っておりますが、お困りごと等のお電話いただいた際には、内容によってはですね先ほどあったように、例えば多頭飼い等の原因があったりする場合もありますので、そういう場合には、やはり保健所と一緒に、適正な飼育の指導に町としても行っております。ですので、その姿勢というものは、今後も続けてまいります。

以上です。

議長 (中島一郎君)

宮川德光君。

5番(宮川徳光君)

そういったことを続けられた結果いいますか、途中だと思いますけども、そういう状況があるということを申し上げて、ちょっとほかのといいますか違った観点で質問します。

近隣いいますか、四万十市とか宿毛市、土佐清水市では、何かスペイクリニックといった、スペイというのは手術という意味だそうですけども、そういった名前の病院が、四万十市具同の方にあってですね。 今言われた3市については、それを利用して、月に1回もしくは2回程度、1回に当たり20匹程度の不妊治療を行っているという情報をいただいたんですが。

これについての町長の考え方いいますか、動きなど分かれば教えてください。

議長 (中島一郎君)

住民課長。

住民課長 (宮川智明君)

再質問にお答え致します。

四万十市等の事例については、共有をいただいております。

以上です。

議長 (中島一郎君)

宮川德光君。

5番(宮川德光君)

そういったスペイクリニック、移動車による不妊治療手術を行っている活動があって、それを四万十市、 宿毛市、土佐清水市などでは利用している。

当町はそれの利用について、どういうふうに考えているかということの考えをお聞きします。

議長 (中島一郎君)

住民課長。

住民課長 (宮川智明君)

再質問にお答え致します。

次の質問にも絡んでくるんですが、行政として、先ほどの近隣の市町村のやり方を現状はとっておりません。

行政としては補助事業というものは用意しておりまして、そちらの活用をしていただくようしておりま す。

以上です。

議長 (中島一郎君)

宮川德光君。

5番(宮川徳光君)

じゃあこのスペイクリニックの不妊治療は、何か補助金などは下りてないという認識なんでしょうか。 私の聞くところによると、補助金をもらって、例えば、庁舎の前に移動車を来てもらって、そこへ住民 が野良猫を持っていって、手術をしていただいてるというように聞きました。

答弁願います。

議長 (中島一郎君)

住民課長。

住民課長 (宮川智明君)

お答え致します。

庁舎の前に車を持ってきてという情報は、正直承知をしておりませんでした。

ただ、補助メニューとしては、どういった形であれ、不妊手術に対しての補助というものは用意しております。

補助メニューとしては用意をしておりますが、具体的にそういった車を庁舎等に持ち込んでということは、現状行っておりません。

以上です。

議長 (中島一郎君)

宮川德光君。

5番(宮川徳光君)

いや、その現状は分かりましたけど。

その次に、当町としても取り組むかしないかというようなところは、答えがなかったように思いますけども、答弁願います。

議長 (中島一郎君)

住民課長。

住民課長 (宮川智明君)

今回ご質問をいただきましたので、この場ですぐ対策を考えますということではないですが、事例手法 の一つとして参考にはさせていただきまして、今後の施策には生かしていきたいと思っております。

以上です。

議長 (中島一郎君)

宮川德光君。

5番(宮川徳光君)

先ほど言いました3市においてはもう、昨年の11月から、この具同のスペイクリニックが行っている移動車による猫の不妊手術を利用して、そういったことを行っている。私の聞き違いかもしれませんけども、補助金を頂いてというふうな内容だったと思います。

では、カッコ2番の方の、野良猫の、私、避妊手術と書いてますが、補助金の関係などでは当町も県も 不妊手術となっているとのことで、不妊という言葉に直しとってください。野良猫の不妊手術への補助金 の活用状況はとしております。

答弁願います。

議長 (中島一郎君)

住民課長。

住民課長 (宮川智明君)

宮川議員の一般質問、野良猫対策についてのカッコ 2、不妊手術への補助金の活用状況についてお答え 致します。

町では不妊手術を行うことを奨励し、不必要な繁殖および飼い主のいない猫の増加を抑え、殺処分を余儀なくされる不幸な猫をなくすることを目的に、黒潮町メス猫不妊手術推進事業補助金として、補助制度を設けております。補助対象としましては、高知県が実施をする高知県メス猫不妊手術推進事業補助金の交付決定を受けた、黒潮町内で生息する飼い主のいないメス猫を対象として、猫1匹当たり上限5,000円を補助するものとなっております。

議員ご質問の補助金活用状況としましては、令和元年度が2匹、令和2年度10匹、令和3年度9匹、令和4年度0匹となっております。なお、令和4年度が0匹であった要因につきましては、補助事業に対するお問い合わせ等を複数をいただいている状況ではございましたが、高知県が実施をする補助事業が想定を超える申請を受けたことから予算不足が生じ、それに継ぎ足す形である町補助事業についても申請がなかったことが原因です。

今後につきましては、町事業を継続をしながら、県に必要な予算確保を要望するとともに、場合によっては高知県事業として、多頭飼いを対象とする集中的手術枠等をご案内するなど、ケースに合わせた対応を実施してまいります。

以上でございます。

議長(中島一郎君)

宮川德光君。

5番(宮川德光君)

令和元年から4年度、今に至るまでに21匹ですか。不妊治療手術をしていただいてるということですが。私、今この2番の質問を設けましたのは、今答弁されたようにゼロであった。その原因が、今言われたように、町で申請したときにはもう既に県の補助金枠が使われてしまっていて、町の補助金は県の補助金に上乗せをして補助をするという形をとっていたために、補助金が使うことができなかったというようなことだったように思いまして。何か、県の枠がないために、もちろん仕組み上はそうなるんだと思いますけども、後の対策の方で答弁していただいたようにですね、何かもう一段進んだ仕組みにしないと、1年こういう事業がストップしますと、猫の繁殖力も結構強いと思いますんで、状況はますますひどくなっていくということになろうと考えますので。その先ほどのスペイクリニックなども勉強していただいてですね、何とかこのこういう数字、21、4年間で21。話を聞くところによりますと、スペイクリニックでは1日に20匹程度をやるってことで、それを月に1回、多いときは2回、四万十市なんかはやっておられるというような話がありますんで、その話を、実際を私確かめたわけじゃないですけど、話からするとすごいもう格段の町行政、住民からすると格段の差がありますんで、そのあたりを住民の不満がないような形に努力していただきたいと思います。

以上です。

それから、2番の方いきます。

2番は入野松原についてです。

これは選挙の事前の活動の中でもありまして、あの話はどうなりようぜというような声がありまして、の質問です。

では、通告書に基づきまして、2番、入野松原について。入野松原については、国有林、県有林、町有林に分かれ、四万十森林管理署、幡多林業事務所、黒潮町において、それぞれが管理を行っている状況下、

以下を問うとしております。

ごめんなさい、私の質問で、四万十森林管理の理が抜けてますんで、補充願います。

ではカッコ1番、昨年9月定例会におきまして、住環境改善に向けてと致しまして、入野松原の支障木 伐採について一般質問を致しました。

その答弁で、昨年度は一部の支障木伐採を実施していただくとともに、今後も国、県、黒潮町の三者が 情報を共有し、住環境の改善に向けての取り組みをさらに進めていきたいとのことでした。この支障木伐 採について、今後の取り組みの予定などを問うとしております。

答弁願います。

議長 (中島一郎君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (今西和彦君)

それでは、宮川議員のカッコ 1、入野松原における支障木伐採について、今後の取り組みの予定などを 問う、のご質問にお答えします。

入野松原につきましては、国有林、県有林、町有林に分かれており、四万十森林管理署、幡多林業事務所、黒潮町において、それぞれが管理を行っております。9月議会での答弁と一部重なりますが、当該区域につきましては、地元地域における防風、塩害対策目的の保安林であるために、現地での伐採が容易ではなく、樹木が大木化し、隣接する住家の日照の悪化や、畑など農作物への悪影響をおよぼしていることは承知しております。

このような状況の下ではございますが、入野松原保全推進協議会の要望を受け、四万十森林管理署の発注により、浜の宮地区等における支障木の一部伐採について、本年3月9日に完了をしております。

議員ご質問における、今後の取り組みの予定、また、本年度における伐採計画につきましては、現時点では、四万十森林管理署、また幡多林業事務所からは、詳細にこの個所といった個別の案件は伝わってきておりませんが、基本的には、入野松原保存推進協議会を通じての地元関係者要望について、対応を引き続き進めてまいりたいと考えております。

また、本年4月より、不在でありました四万十森林管理署浮鞭森林事務所におきまして、1名の職員配置がなされております。

今後につきましても、地元地域からの声を反映し、松原全般の維持管理状況、国、高知県、黒潮町の三者が、これまで以上に現地での状況を共有した上で、議員おっしゃられる地元住環境の改善に向けての取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長 (中島一郎君)

宮川徳光君。

5番(宮川德光君)

現時点では、個別の案件は上がっていうか、ちょっと上がってきていないけれどもという話で。

鞭ですかね、何か、四万十森林管理署の事務所が1名配置なったということで、すごいまたこの問題解決に向けては、いいことだなあと感じました。

続きまして、カッコ2の、町管理の松原の松くい虫被害の現状と対策は、としております。

答弁願います。

議長 (中島一郎君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (今西和彦君)

それでは宮川議員のカッコ 2、町管理の松原の松くい虫被害について、現状と対策を問うのご質問にお答えします。

現在、入野松原における、町が管理を行う町有林松原の面積は13.75 ヘクタールとなっております。

議員ご質問の、入野松原における松喰い虫被害、いわゆるマツ材線虫病の被害につきましては、1975年ごろより、まず国有林の範囲において点在的に発生し、1980年には、被害のピークを迎えております。その後、枯れたクロマツの伐倒駆除や薬剤散布作業、薬液の樹幹注入などの防除対策に取り組みましたが、樹齢の高いクロマツはほぼ全滅する状況となりました。また、町有林の範囲におきましては、平成25年度以降、枯れたクロマツが目立つようになり、令和2年度にかけて枯れ続けたことが確認をされております。

町におけるマツ材線虫病の基本的な対策としましては、平成30年度までは薬剤散布を行うとともに、被害木については、現地林内での焼却処分、また、その一部は燻蒸処理した後に、同じく現地にてその処分を行っておりました。しかしながら、被害が収まることはなく、さらなる拡大が見受けられたため、専門家の指導のもと、伐採した被害木は全て場外に搬出し、焼却処分を行なう対策に変更を致しました。

また、併せて専門家を招致し、現地での対策検討会を行う中で、害虫であるマダラカミキリの羽化の時期が従来の認識である6月よりもかなり早くなっており、4月上旬から5月の上旬にかけてとなっていることが確認をされております。

こういった調査結果も踏まえまして、地元ラッキョウ部会の皆さまのご理解とご協力の下、薬剤散布の時期を5月に早めることとして、現在に至っております。このような対策を徹底することにより、伐倒本数が、令和元年度の2,528本から、令和2年度は457本、令和3年度は265本、令和4年度は114本まで減少をしております。

今後のマツ材線虫病対策と致しましては、従来から取り組みを行ってきました伐倒駆除、薬剤の散布、 薬液の樹幹注入を三本の柱として適宜実施し、併せて、周囲の下草刈りや、適正なクロマツ林の密度とな る間伐作業を進めてまいります。

また、枯れたマツに代わり、将来につないでいくクロマツにつきましては、空き地への苗木の植樹に加えまして、昨年度より新たに入野海岸の前線部分で、防風柵と合わせた新たなクロマツ林の整備を今後とも進め、10 カ年の整備計画において、最終的には全延長 600 メートルの植樹を完了する予定となっております。

今後とも、先ほど申しました松原保全への取り組みとともに、関係する四万十森林管理署、高知県との情報共有し、それぞれの管理範囲、また、役割分担に応じたマツ材線虫病対策を進めてまいります。

以上でございます。

議長 (中島一郎君)

宮川德光君。

5番(宮川德光君)

詳しい経過などを答えていただきました。

時間的なことがちょっと思い出しませんが、町長の方から、ちょっと抜本的な松枯れ対策が見つかった というふうな意味合いのお話を聞いたように覚えてますが。この話は今の答弁の中にありました、マダラ カミキリの羽化の時期の話かなあと思ってちょっとお聞きしよったがです。その点のちょっと確認と。

あと、いろいろ最近は松くい虫、マダラカミキリですか、そういった松くい被害に強いマツが、そうい

ったうたい文句に松原に植えられてますが、そういったあたりの状況が分かれば教えてください。

議長 (中島一郎君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (今西和彦君)

それでは宮川議員の再質問にお答えします。

ご参考までに、植樹を行うクロマツの内容につきましても、従来より松くい虫への抵抗性が高い、クロマツの苗木、スーパーグリーンさつまを確保することがかない、昨年度の植樹分より、随時苗木の入れ替えを行っております。このスーパーグリーンさつまにつきましては、抵抗性マツの苗木にマツ材線虫を5,000 匹分摂取させ、枯れずに生き残った苗木を、検定済みのクロマツとして出荷をしているものを確保しております。

なお、規格としましては3年物、樹高は平均40センチ程度の苗木を確保し、現在、植樹の方に取り組んでおります。

以上でございます。

議長 (中島一郎君)

町長。

町長(松本敏郎君)

私の方から、宮川議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

以前、宮川議員に直接お話するときにお話した抜本的な対策が見つかったというのはですね、まずは具体的に言うと消毒する時期が遅過ぎた、ということが1点でございます。そしてもう一つは、松原に切ったマツを燻蒸して残しておった。これは大きなミスであると。それを、切り取ったらすぐ除却して燃やさなければいけないというふうなことを専門家の方から聞きました。

私が最近の松原の枯れる状況で、まず担当に指示したのは、日本で最もマツに詳しい方を探してきてほ しいという指示をしたところ、国立研究所研究開発の森林研究整備機構森林総合研究所というところの方 に行き着きまして、その方なんかのアドバイスを聞きながら、そして町として長期の松原の再生計画とい うのを作って長期にわたって整備する必要があるだろうというふうなことで、現在、その整備計画が完成 しております。

だから、抜本的にはこの整備計画に基づいて、今後松原を整備していく予定でございます。 以上でございます。

議長 (中島一郎君)

宮川德光君。

5番(宮川德光君)

入野松原の町管理の部分につきましては、かなりひどい松くい被害にあってきました。今の話で、何い うか明るい材料が見えてきたなというふうに感じました。

では、3番の行政運営について質問致します。

3番目の行政運営についてですが、この3番目についてですが今回、私が受けたご意見の中に、立場に立つことは難しい、また立場に立っていないと思われる方が多い、との言葉がありました。この言葉は、私が12年前に初めて町議選に挑戦すべく、あいさつ回りをさしていただいている中、山間の小集落で農作業をされていた年配の男性にいただいたご意見を思い出さされました。それは、議員を裁判にかけるという町行政の提案も議会で賛成する議員がいるのもおかしい旨のご意見でした。しかし、そのときには、話

の概要も知らなかった私には何も答えることができなかったことを、今でも覚えております。この裁判の 結果は、皆さんがご存じのとおり、裁判制度の悪用とのことでした。このように、町民には分かっていた ことを公表され、行政を預かる職員と負託を受けた議員の、お互い自らの手を挙げてその立場にいるもの の、両方が分かっていなかったという、大いに反省をしなければならない結果となったのではなかったか なということを思い出しまして、大変、冒頭の言葉は大変重い言葉だと感じられたことが発端となってい ます。

では、通告書に基づきまして、行政運営について。

平成24年6月の一般質問にて、各々の立場の再確認をとして、私たち議員も町長も、町の職員も自らが手を挙げて、それぞれが町民、地域のために仕事をする立場にいるわけで、町民が日々その意識を持って我々を見ている。その目線で、町の職員について質問をするとして、質問をしました。今回、同様の趣旨で質問を致します。

では、カッコ1ですが、カッコ1につきましては、そのときの質問の文面が同じものです。

では、以前から、町内のボランティア活動、例えば入野松原砂浜の清掃等への、町職員の参加が少ない との声が多いことについての考え方を問う。また、町民の来庁時における職員のあいさつがまだまだとの 声を多く聞く。この現状についての考え方を問うとしております。

答弁願います。

議長(中島一郎君)

副町長。

副町長 (西村康浩君)

それでは宮川議員の、ボランティア活動への町職員の参加、町民来庁時の職員のあいさつについてのご 質問にお答え致します。

このご質問に関しましては、議員がおっしゃられましたように、平成24年6月定例会におきまして同様の質問がなされ、答弁させていただいておりますが、その考え方、方向性に変わりはございません。職員が町の職員であることを自覚し、地域の方とともに、社会貢献、地域貢献していくことは地域住民のさまざまな思いや考えに触れ、業務を推進する上で必要な住民目線を身に付けられる大変有意義なものと考えておりますし、職員自身もそのように理解していただいていると思っております。

職員のボランティア活動の参加につきましては、特に町が関係する行事である浜の清掃やTシャツアート展、はだしマラソン大会やアクアスロン大会等、多くのイベントにおきまして職員全体への周知および協力依頼を行いまして、可能な範囲でそれぞれに参加いただいております。また、消防団活動や地域の清掃、お祭り、そしてPTA活動といった地域の活動におきましても、一住民と致しまして参加活動している職員もおります。

一方で、休日や時間外でのボランティア活動になりますので、その時々の家庭の事情やその他の活動により、ボランティア活動への参加が難しい場合がございますので、これまで同様にその点ご理解いただければと思います。

今後も、より一層職員の意識の高揚が図られ、そして住民の皆さまと、あらゆる場面でコミュニケーションを図り、行政との信頼関係を構築できるよう、引き続き努めてまいります。

次に、町民の来庁時における職員のあいさつが、まだまだとのお声があるとのことでございますが、来 庁者への対応につきましては、ご来庁された皆さまからご意見をいただくこともございまして、ご指摘を 受けたり、おしかりをいただくこともございますが、お褒めいただくこともございます。あいさつがまだ まだ、そのようなご意見、ご指摘があるということは真摯(しんし)に受けとめなければならないと思っております。町では、これまでに、接遇マナーについての全職員を対象とした職員研修の実施や、震災研修におきましては、カリキュラムの中でも多くの時間を割り当て実施しており、職員も日々、住民サービスの向上に努めているところでございます。あいさつは、第一印象に直結する接遇マナーの一つであり、来庁者との信頼関係を築く土台であるとも考えております。一つの不信が全体の信頼を損ねることにもつながりますので、基本的なあいさつからしっかり行えるよう、職員全体で再確認をし、住民サービスの向上に努めてまいります。

以上でございます。

議長 (中島一郎君)

宮川德光君。

5番(宮川德光君)

かれこれ11年ですかね、前の話ですけども同じ質問をして答弁をいただいたわけですけども。

例えば、砂浜の清掃なんかを取って言いますと、私個人的にはですね、住民は休みのときとか空き時間を利用して参加されているわけなんで、副町長が言われたように、職員の方にもそういう事情がそれぞれあるということへの理解というものは、必要かなと思って聞いておりました。仕事ではないわけで、という意味合いのお話です。

あいさつのことにつきましては、これは人間としての基本的な部分ですので、例えば庁舎内に入ってきて、階段ですれ違うのに知らない顔してすれ違われると、ちょっと感じ悪いねえというような声もあります。それが、そのとおりやと思います。

ちょっと話がそれますけども、私が高校出て、就職してある会社、今は会社ですが、会社へ入ったときに冒頭に言われたことが、その会社にとって良き人間になる前に、良き社会人でありなさいいうのが、しょっぱなの教えいうか訓示でした。それを今でも覚えておりますが、このあいさつなんかもその範疇に入るといいますか、礼儀、マナーのことですので、そこがしっかりできてないと上にのっかかるものがなかなか崩れていってしまうことが多いのではないかと思っておりますので、今後も、今言われたことに気を付けていただいて、より良い職場にしていただきたいと思います。

続きまして、カッコ2番です。

カッコ2番は、令和4年度は若い職員の退職が多かったが、どう捉えているかという質問です。

私も退職者の一覧いいますか、誰々が辞めるがととかいうような話を聞いたときに、えっというような 感じを受けたことを思い出しました。これから、いろいろいいますか、若い職員で中堅いいますかそうい った職員が抜けるということは、これはその組織にとっては大きな痛手でありますので、そういったこと についての、どういうふうに考えられているかという質問です。

答弁願います。

議長 (中島一郎君)

副町長。

副町長 (西村康浩君)

それでは宮川議員の、若い職員の退職が多かったが、どう捉えているかについてのご質問にお答え致します。令和4年度における行政職の退職者数は12人で、このうち定年退職が5人、普通退職が7人となっております。ここ数年の動向と致しましては、普通退職者は2人から4人程度となっておりますので、令和4年度につきましては、少し多かったこととなります。

その要因となる退職の理由につきましては、個人のことでもあり詳細はお答えできませんが、家庭の事情によるもの、適性を感じた分野で専門性を高めたいもの、病気によるものなどとなっております。令和4年度につきましては、例年に比べ、家庭の事情によってやむを得ず退職のあった方が多かったこともあり、これまでに比べまして、普通退職者が多くなっております。

また、傾向と致しまして、自分の適性を感じた分野へ転職するといった考えを持つ職員も多くなってきているのではないかとも感じております。

町と致しましては、職員には経験を積みながら、できる限り定年まで勤めていただき、住民福祉の向上に寄与していただきたいと考えております。そのためにも、職員の仕事上の問題や悩みはもちろんのこと、家庭の事情や健康面等につきましても、職場で、そして組織でフォローできるものはしっかりとフォローし、個人の事情にもできる限り配慮するなど、働きやすい環境の構築に努めていく必要があると考えております。

以上でございます。

議長 (中島一郎君)

宮川德光君。

5番(宮川德光君)

個人的なこともありますので、あまり深くは深いところまでは捉えにくいところがあるのは分かります。 そういった、分かった上での質問をさせていただいておるわけですけども。

今回の選挙活動の中でも、そういう声がありました。4年度はですね、若い職員の退職が多く見られると。原因はさまざまでしょうが、これからというときに退職となりますと、町運営に大きな損失と考えます、という声です。長いこといいますか、例えば10年以上お勤めの方が転職を決意するということの要因のところですね、さっきちょっと悩みなどにもというような言葉がありましたけども。そういったこと、かなり本人にとっては大きな要因がないと、辞めるということには至らないと思うんです。

それとですね、現在の状況が、例えば、一次産業しかり、あったかふれあいセンターでの話も昨日もありました、地域おこし協力隊もありました。人材について危惧(きぐ)をされているという声も多くあります。そういった中で確保がだんだん難しくなっているという状況の中で、何か町の職員までそういった波にさらされていくのではないかなあと、もう素人ながらいいますかごめんなさい、考えるわけで。

そこのあたり大きな問題でございますので、できたら町長の何いうか考え方といったものをお聞かせい ただければと思いますが。

答弁願います。

議長 (中島一郎君)

町長。

町長(松本敏郎君)

では、宮川議員の再質問にお答えしたいと思います。

さっき退職の令和4年度末の退職の状況というのは、先ほど副町長が申し上げたとおりでございます。 例年に比べて多かったのも事実でございます。理由につきましても、細かくは申しませんけど大ざっぱに おけると、答弁したとおりでございます。

町と致しましても、実はこういうふうに若い人が辞めるというのは本当にショックで、残念でたまりません。どういうふうに考えて辞められるのか、非常に気になるところでございます。

ただ、中には、何かで家庭の事情、それから身体的な事情、そしてもう一つ一番気になるのは、これま

で私自身も43年、町職員として勤めたもんでございますけれど、やはり若い人たちが次の、別のところを目指して退職するという形もですね、現在明らかに多くなってるんじゃないかと思っております。そういう場合はむしろ、町としては残念ではございますけれど、むしろ背中を押すというふうなつもりで考えるというふうなことも必要かなというふうに思っております。

町と致しましては、抜けた部分につきましては新たな人材育成にしっかりと取り組んで、町政全体の運営に支障がないようには取り組んでいきたいと思うと同時にですね、職場の環境によって、環境が悪いことによってこういうことが出ないように、さらに細かく配慮してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長 (中島一郎君)

宮川德光君。

5番(宮川德光君)

全般的なことについては私も同感ですけども、最後の部分ですね。職場環境によってこういう事態が生じているのではないかなということには、より、何いいますか耳を澄ましてといいますか、環境整備の方に努めていっていただきたいと考えます。よろしくお願いします。

では、カッコ3番の方へいきます。

会計年度任用職員について、雇用の目的および現状と課題は、としております。

答弁願います。

議長 (中島一郎君)

総務課長。

総務課長(十居雄人君)

それでは、宮川議員の一般質問、会計年度任用職員の雇用の目的および現状と課題につきまして、お答え致します。

会計年度任用職員については、地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律に基づき、以前の 臨時非常勤職員について、適正な任用を確保することを目的として、令和2年4月1日から、会計年度任 用職員制度を導入しているものでございます。

会計年度任用職員の任用目的としましては、業務繁忙や職員に欠員が生じたときなどに任用するものとなっております。現在、黒潮町では、定型的に勤務をするフルタイム、またはパートタイムの会計年度任用職員として138人を任用しており、これとは別に必要に応じて勤務いただく、いわゆる日々任用のパートタイム、会計任用職員102人を任用している状況です。

また、職種については、一般的な事務補助のほか、地域おこし協力隊、介護認定調査員、社会教育指導員、保育士、調理員、学校公務員、学習支援員、部活動指導員など、多岐にわたって任用しております。 現状の課題としましては、事務補助などはある一定人材の確保ができておりますが、保育士などの有資格職については、人材不足もあり、人材の確保に苦慮しているところでございます。

以上です。

議長 (中島一郎君)

宮川德光君。

5番(宮川德光君)

会計年度任用職員が、現在、フルタイムが138人、パートタイムが102人とか言われました。かなり多いかなという印象を受けました。240名ですかね。

若干ポイントは外れるかもしれませんけども、正職員の数と、そのバランス的なとこをどういうふうに 現状捉えているか、分かれば教えてください。

議長(中島一郎君)

総務課長。

総務課長(土居雄人君)

それでは、宮川議員の再質問にお答えします。

今、正職員と会計任用職員のバランス、この人数で言いますと、今これらの、今言いました通常フルタイムと、それからパートタイムの中で、いわゆる定型的に勤務している人が138人、それからそのパートタイムの中でも日々雇用という、隙間に時間体で入っていただくような職員として102人。全体でいくと240名というものを雇っておりまして、町の職員としましては概ね、正職員としましては200人程度でございます。

それを超える採用とはなっておりますが、今業務、新しい事業、いろいろと多くなっております。今の 状況としては、その欠員の状況であったりとか、その繁忙を助ける上で、この人数がやむを得ないのかな というように考えております。

以上です。

議長 (中島一郎君)

宮川德光君。

5番(宮川德光君)

今の件に関してですけども、私のちょっと勉強不足のところがあるかもしれませんけども。

正職員、それと会計年度任用職員の現状の、何いいますかね、何人くらいがベストいいますか、そういう想定の人数と現状との関係なんかが分かれば教えてください。

議長 (中島一郎君)

副町長。

副町長 (西村康浩君)

それでは宮川議員の再質問にお答え致します。

ちょっと数字につきましては、どこがベストということはちょっと申し上げにくいところもありまして、 比較はできません。 先ほど総務課長が申しましたように、今現状で必要な人数を採用しているというふう に考えてはおります。

その中で、正職員、今188名、200名近くおるわけでございますけれども、なかなか正職員をどんどん増やしていくというようなことも難しい現状でございますので、やはり今の現状、事務量を見ながら、その中でやはり最適な人数をその都度考えながら、適正にやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 (中島一郎君)

宮川德光君。

5番(宮川德光君)

なかなかこういった人事とかいったことは、大きな組織ですので大変な作業だとは思います。

大体これで質問は終わりますけども、最後の再質問の中で、今、正職員の数をですね、最初の答弁では 200 名ほど、今の答弁で 188 名という数字が出てきました。できたらですね、最初の答弁から 188 名という、ほどを使うんであれば 190 名ほどとかいうふうな話でないとすごい、それで想像するわけですので、

いろんなことを。なるべく正確な数をお願いしたいと思います。

では、以上で私の一般質問を終わります。

議長 (中島一郎君)

これで、宮川徳光君の一般質問を終わります。

この際、10時40分まで休憩致します。

休 憩 10 時 19 分

再 開 10 時 40 分

議長 (中島一郎君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、小松孝年君。

11番(小松孝年君)

議長のお許しがありましたので、一般質問をしたいと思います。

今回というか、久々ですけれども、私の一般質問は、まず質問事項が1点、黒潮町の活性化についてということと、要旨が5点あります。その5点のうち4つは詳しいかな、せんでもええやないかという話もありますけれども、一応流れがありますので言わせていただきます。

それではですね、質問に入りたいと思います。

黒潮町の活性化について。黒潮町は現在、スポーツツーリズムや観光、移住施策、防災施策などにより 認知度が上がり、イメージアップにもつながってきた。その成果が、移住希望者の増加や、町民の黒潮町 の誇りもできているものではないかと思う。

ということで、しかしこれはまだスタートの段階で、これからが本番だと考えるべきではないかという ことで、5 つ構えております。

まず、1点目、昨年度の黒潮町の移住状況について問います。

議長 (中島一郎君)

企画調整室長。

企画調整室長 (渡辺健心君)

それでは小松議員の、昨年度の黒潮町の移住状況につきまして、お答え致します。

まず、黒潮町の総人口についてご説明致します。

本町は中長期の人口展望を示した人口ビジョンにより、2060年人口 6,800人を維持することを目標に掲げ、移住、定住促進を重点施策とし、人口減少を抑制する施策に取り組んでまいりました。

令和4年度末の人口は1万355人で、前の年から174人の減少とはなりましたが、転入から転出を差し引いた社会増減ではプラス15人となり、平成30年度以来、久しぶりに社会増に転じました。

昨年度の移住者の実績につきましては、転入者341人のうち移住者は146人で、県内、特に高知市からですけども、高知市に次いで関西圏からの移住が特に多いのが特徴として見られます。

また、住宅支援を運営する黒潮町移住者住宅支援協議会を通じた賃貸契約の成立数は30組で、一定の水準を維持しております。

移住促進の主な取り組みとしましては、SNS やインターネットを活用し、空き家情報を中心に、美しい自然やイベント、先輩移住者のインタビューなど、積極的な情報発信に努めてきました。

全国移住情報サイト SMOUT (スマウト) によりますと、ネット上での話題の地域ランキングでは、年間を通して7位から10位をキープしており、その注目度が、本町の協議会への登録件数にも表れております。

コロナ禍にあった令和3年度あたりから協議会への問い合わせが増加傾向にあり、令和4年度の登録者 数は過去最高の91組まで伸びました。

こういった取り組みの積み重ねが、コロナ禍で生まれた地方回帰の風潮と相まって、転入の増加につながったものと考えております。

議長(中島一郎君)

小松孝年君。

11番(小松孝年君)

ただ今の質問の答弁の中で、昨年度社会増減が15人もプラスになったということで、平成30年以来の社会増ということになっているという答弁がありました。これはすごいことですよね。地方の方でその社会増減のプラスになるいうことはあんまりめったにないことで、以前はね、黒潮町もマイナス100に近い数字とか100以上のときもあったわけです。それがプラスということは、かなりプラスマイナス考えたらすごい数ではないかと思います。

人口増減についてはですね、今言った社会増減、いわば転入転出、それから自然増減、出生と死亡というのがあります。今の少子高齢化社会の中ではですね、なかなか自然減を急に抑えるいうことは難しいとは思いますけども、この社会増減というのはですね、やり方次第によってはですね、まだまだいけるんじゃないかと思います。

本当に今、空き家もたくさんあります。今、改修もやってますけれども、これからもそういった事業を どんどん進めていけば、まだまだ黒潮町、先ほどの答弁の中でもありましたように、移住希望者というの は黒潮町すごい増加しております。かなりの数、毎年移住の希望の申し込みがあるみたいです。住む家さ えあればですね、もっともっと数字は上がっていくような傾向にあると思います。

こういった移住者施策というのはですね、人口減にブレーキをかけるためにあまり目立たない、日ごろ 分からないところではありますけれども、大変大きな実績が上がってるんではないかと思います。

そこでですね、移住状況についてもう1点質問したいと思います。

先日、議員全員協議会でもらった資料の中でですね、総合戦略の中の総合戦略の資料、その人口の推移 と、それから増減のグラフの中で2016年、真ん中あたりから変化がありますが、この要因は何だと思いま すか。

議長 (中島一郎君)

企画調整室長。

企画調整室長 (渡辺健心君)

それでは、再質問にお答え致します。

転出者の過去の状況を見ますと、以前は350人から400人近いいた転出者が、平成28年度、2016年度を境に、300人程度まで減少しております。そして以降、同水準、同じぐらい300人程度で、安定した感じで推移しております。これは平成27年度に総合戦略を策定し、地方創生の取り組みを始めた成果と考えております。

その取り組みの一つとしては、空き家改修の補助事業を開始するなど、移住定住の施策を強化してきた ことと考えます。

進学とか就職でいったん町を離れるというのは一定仕方がないとは考えますけども、移住促進、定住促進を進めることで、一定数、町を離れる方っていうのは減らしていけるんじゃないかなと考えております。 以上でございます。

議長 (中島一郎君)

小松孝年君。

11番(小松孝年君)

はい、ありがとうございます。

地方創生においてこの移住政策がうちが取ったということで、そういった人口減にも歯止めがだいぶか かってきて、まだですけどね。

いうことで、最近移住者、以前はですねだいぶ、10年とかその以上の前は移住者がですね、まあ言うたら高齢者、まあ言うたら定年してからこっちでゆっくり暮らそうという人をターゲットいうか、そういうふうにしてましたけれども、最近ではですね、結構若い世代の家族がですね、結構移住してきているのが現状です。

本当、子育て世代の、子ども3人とか4人、4人はおらんかあんまりは。2、3人おるとですね、やっぱり一気に人口も増えますし、それと子どもが増えるということはすごいええことでございます。出生なんかはやっぱり少ない中で、よそからの子どもが増えるということはすごいいいことですし、また若いカップルが増えてくるのはですね、また新たなそういった人口増と、またにぎわいにつながってくんじゃないかと思ってますので、もうどんどんどんどんこれからもですね、この移住施策は重点施策に上がってはおりますけれども、今一層盛り上げていってほしいと思います。

それから、今のその若い親が来るようになった理由がですね、聞いてみるとですね、結構、黒潮町の子育て支援とか、それから自然環境、そういった人の温かさ、そういうところは結構ね、よそからネットを見ながらとか、たまたまこっち来てとかですね、そういうとこで、自分たちが分からなかった情報までよく調べておりますので、やはりそういった施策がですね、やっぱりその人口増にもつながってくるんじゃないかと思いますが、これからもぜひお願いしたいと思います。

次に、カッコ2の、移住施策の今後の課題について問います。

議長 (中島一郎君)

企画調整室長。

企画調整室長 (渡辺健心君)

それでは小松議員の、移住政策の今後の課題につきまして、お答え致します。

移住を検討されている方からの問い合わせ件数は伸びている傾向ですが、それに対応するだけの空き家物件の確保が間に合ってない状況にあります。

町ホームページに掲載している物件は、常時50件程度あるものの、修繕しなくても即に入居できる、いわゆる優良物件が足りてないというのが課題として挙げられます。

町内にある空き家の多くは、大規模な修繕が必要であったり、所有者の持ち物が残ったままといった状態で、交渉が成立しても、すぐには入居できないという問題が生じております。

そのため、優良物件が掲載された際にはすぐ入居が決まってしまい、移住希望者全ての需要に応えられていないというのが現状です。移住の希望をかなえるため、空き家、特に優良物件のさらなる掘り起こしが急務と捉えております。

また、移住後、定住に結びつけるための支援も重要となります。地域でのコミュニティー形成や困りごと相談など、移住後のサポート体制の構築を初め、移住者同士のつながり、地元との交流の場づくりが必要と考えております。

定住に結びつけるための取り組みは、そのまま転出抑制にもつながるため、今後強化を図ってまいりま

す。

議長 (中島一郎君)

小松孝年君。

11番(小松孝年君)

本当、今後の課題については、まだまだいっぱいあると思います。

高知県の方もですね、移住施策の中で、移住してきたときの仕事先とか、そういったところはもう今からどんどん作っていかないかんいう話もあります。

本当に何ですかね、目標としてですね、どういうふうに掲げたらいいかということがあって、やはりずっと、自分も議員なった当初の方ですけども、そのときもいろいろ話していたことを思い出しますが、やはり目標値いうのはやっぱり大きく持たないかんと思います。

逆にですね、今、一生懸命減を抑えようとするのが町の方針みたいになっておりますけども、逆に町の人口もっと増やしていくと。そのぐらい考えたいと。例えば野球いうかスポーツで言えばですね、1回戦勝ったらええわじゃなくて、常に優勝を目指して練習していこうと。そうやないと強いチームにならんと。そういうこともありますので、一つの例としてそうです。

この移住政策というのはですね、始まった当初はもうだいぶ前になります。 畦地教育長がどっかの係に おるときにね、空き家対策から始まったんですよね。 まだまだこんな移住とかで関係なしに、空き家対策 から始まって、その後町長が別の、何課やったか忘れましたけど、そういった感じで今に至ってるわけで す。本当、今はもうその移住政策によって人口減を阻止ではないですけども、緩やかなカーブしていく。 実際そういうふうになってますので、どんどんまたそういった取り組みをしていただきたいと思います。

なかなかあんまり質問することがないので、なかなか残すことはできません。

次にいきます。カッコ3です。

スポーツツーリズムにおける昨年の成果はということで、答弁お願いします。

議長 (中島一郎君)

産業推進室長。

産業推進室長(秋森弘伸君)

小松議員の、スポーツツーリズムにおける昨年度の成果はについてのご質問にお答え致します。

町では、土佐西南大規模公園内スポーツ施設、大方球場、土佐ユートピアカントリークラブなどの恵まれたスポーツ環境を生かし、サッカー、野球、ゴルフを中心に、スポーツツーリズムの事業を推進しております。

そのスポーツツーリズム事業の令和4年度実績につきましては、宿泊者数は1万4,331人泊、誘致団体数は延べ476団体、町内経済波及効果については約1億3,550万円となっています。

宿泊者数については、平成30年度の1万2,021人泊をピークに、新型コロナウイルスの影響により、令和元年度は1万1,773人泊、令和2年度は4,840人泊、令和3年度は7,708人泊と減少しておりましたが、昨年度は、スポーツツーリズム事業を始めてから過去最高の実績になりましたし、町内経済波及効果や誘致団体数についても、宿泊者数同様、過去最高の実績となりました。

以上でございます。

議長 (中島一郎君)

小松孝年君。

11番(小松孝年君)

今、いろいろと数字的に発表というか答弁いただきましたけれども、それ、競技別にいろいろと分かれば、ちょっともう一つ追加でお願いします。

議長 (中島一郎君)

産業推進室長。

産業推進室長(秋森弘伸君)

それでは再質問にお答えします。

それぞれの競技別の誘致内容につきましては、サッカーについて、高知ユナイテッドスポーツクラブ、 ラインメール青森フットボールクラブ、岡山湯郷ベルといった、アマチュア最高峰リーグに所属する社会 人チームや、全国大会へ出場する高校サッカーチームなどの合宿、そして、小学生から社会人までの合宿 および大会の開催などで誘致することができました。

野球につきましては、大方球場にて2月上旬から3月下旬の期間において、高知ファイティングドックス、明治安田生命、同志社大学、高岡法科大学、新潟アルビレックスBC、札幌学院大学による、切れ目のないキャンプの誘致につなげることができました。

ゴルフについては、プロゴルファーおよび中学生から社会人までのアマチュアゴルフによる合宿の誘致 につながるとともに、一部のプロゴルファーには合宿期間中にチャリティーゴルフコンペを実施していた だき、その基金を町へ寄附していただきました。

また、それぞれの大学、社会人チームのキャンプ期間中には、野球教室やサッカー教室、町内保育所訪問など、競技力の向上および地域のにぎわいを生み出す交流事業にもご協力をいただいております。

以上です。

議長 (中島一郎君)

小松孝年君。

11番 (小松孝年君)

大体自分もそのへんはよく分かっておるんですけども、あえて質問させていただいております。

ほんと、そういった有名なチームとかですね、本格的、まあ言うたら本物が見れるということは、その 地域の子どもたちにとってもかなり影響は実際ありますね。あります。

また、後の方にまた出てくるわけですけれども、本当これからもですね、去年はめいっぱい、コロナ明けるということもあってですね、かなり詰めてキャンプへ来ておりました。

地域の方々も結構ね、また、自分は野球場のことをよく知ってますけども、野球場を通るたびにすごい にぎやかでええねとかですね、そういった地域の元気にも僕はつながってくるんじゃないかと思いますの で、これからもまた引き続きやっていかなければならないと思います。

そしてですね、もうあんまり聞くこともないろうけど、次の4番の方に移りたいと思います。 そのスポーツツーリズムにおける今後の課題について、答弁お願いします。

議長 (中島一郎君)

産業推進室長。

産業推進室長(秋森弘伸君)

小松議員の、今後の課題と目標についてのご質問にお答え致します。

スポーツツーリズム事業における今後の課題については、空港から黒潮町までは約2時間を要します。 多くの荷物を持って、公共交通を利用しての来町が大変であったり、貸し切りバスで対応するにも費用が 高額になることから、当町での合宿を断念する団体もございますし、来町後も、バスを保有していない施 設への宿泊となった場合、宿泊施設とスポーツ施設とをつなぐ公共交通がないことや、タクシーなどの二次交通が少ないため、飛行機で来町する団体を誘致する際に課題となっています。

また、飛行機で来町する団体は、雪の影響で練習ができない地域のスポーツ団体で、主に1月から3月の春季キャンプ期間に集中しています。

スポーツ団体が貸し切りバスで対応するにしても、料金は1日約6万円から8万円で、スポーツ団体側にとっても大きな負担となることから、当町でのキャンプをキャンセルした事例もあります。そのため、黒潮町スポーツツーリズムの最盛期である1月から3月の誘客促進や、閑散期、4月から6月であったり9月から11月が閑散期となりますけども、そこへの誘客を促進するに当たっては、空港から宿泊先までの移動手段であったり、来町後の宿泊先から練習施設までの移動手段が課題となっています。

今後の目標につきましては、引き続き、延べ宿泊数 1 万 5,000 人泊を目指し、宿泊などの町内比率を増加させることが大きな目標となります。

さらには、町内の観光型体験メニューや防災プログラムをセットでPRし、町内各地への周遊等、滞在期間の延長を図ってもらうことを促進し、経済波及効果を高めていくことにも取り組んでまいります。

また、関係機関との連携やスポーツ団体とのつながりの継続を図ることで、各種スポーツ大会や合宿を 誘致し、さらなる競技力の向上および地域の賑わい、創出ならびに経済効果の拡大を目指すことにより、 スポーツツーリズムの事業を推進してまいります。

さらには、関係機関や関係団体との連携強化を図りながら、先ほど述べた課題に対しても取り組んでまいりたいと考えます。

以上でございます。

議長 (中島一郎君)

小松孝年君。

11番(小松孝年君)

室長の方から今、直接的な今置かれてる課題なんかも、いろいろ言っていただきました。

本当に輸送手段とかね、どうしてもこういう所ですので、ホテルと練習場が遠かったり、そういったことで結構、それでなかなかハンディがあったりします。

このスポーツツーリズムという言葉ですね、スポーツ観光ということで、2010年あたりからできてきたこと、表に出てきた言葉です。観光資源の一つ、スポーツも観光資源の一つということで、スポーツツーリズムと言われておりますけれども、高知県の中では、黒潮町が一番最初に始めて、先進いうかやっているんじゃないかと思います。

始めてですね、経済効果もここ6、7年に一気に上がっていってですね、現在本当、今の状況ではもうピークな状況にあります。以前も言ってましたけれども、宿泊キャパがもう目1杯になって、結局は隣の四万十市へ流れていく。そういった意味で、ちょっと損をしてるところもあってですね、ホテルを建てる計画なんかもありましたけどもちょっとそれも今駄目になってます。そういったなかなか施設、ちょっとでできるもんでもありませんのでさっき室長言われたように、閑散期にいかに入れ込むか、そういうとこでしか今から、今の数を伸ばしていくいうがは、なかなか限界があるんじゃないかと思っております。

例えばですね、スポーツツーリズムという言葉の中にはいろんなジャンルが入ります。今、うちやってるのはサッカーとかさっき答弁のなかにありましたけども、サッカー、野球、ゴルフ、それからあと、いろいろあります。今言ってもらった数字の中にはテニスとかそういうのは入ってませんけども、スポーツツーリズムの中の定義されてるのが、例えば海水浴なんかも入るみたいですね。海水浴とか、それからダ

イビング。いろんなジャンルで、釣りなんかも結局スポーツとして捉えれば、スポーツ観光としてできますので。そういった、うちの町にまだまだ埋もれた財産というのはありますのでね、そこのそのへんもまた掘り起こしをしていったりですね、それから、また施設整備なんかもやっぱりしなくちゃ駄目だと思うんですよ。

ここで野球場を整備してくれとかそういう要望は言いませんけれども。いつも言ってますんで。今回の一般質問の中にも結構出ていました、ふるさと納税を使ってとか、あります。そういった施設整備には補助金もありますけれども、そこにまたふるさと納税も充ててもらえれば、もっともっといいものができるんじゃないかと思います。そういった投資もやっぱり必要です。

投資というのはですね、利益を見込んでお金を投じるという意味がありますので、絶対その投資したことによって、損はしないようなもんじゃないと駄目なわけですけれども。実際、その野球場なんかもう、何年か前に整備して、約3年でB/C (ビーバイシー)費用対効果は取り返したと、そのぐらいやればできるということも実績に挙がっておりますので、そういった考えでどんどんどんどん、そういう今足りないものがまだいっぱいありますのでね、要望はしませんけど、そういったことも大事じゃないかと思います。本当今日も、今回の答弁の中でもありましたけども、ふるさと納税なんかですね、例えば、福祉的に使うのやったら継続的な予算が要るので、ちょっとなかなかふるさと納税、当てにならないというかそういうのは難しいと言われてましたけども、私は整備についてですね、単発なもんですので、その単発のものがやることによって効果が継続していく。こういった部分で、ふるさと納税の活用というのは有効的じゃないかと思います。

ふるさと納税というのも、やはりその地方の自治体に元気になってもらいたいからそうやってみんなやってくれてるわけですから、そういった施設整備の投資、投資という考えですよね。それにやってもらっても、納税した人の中では希望にかなってるんじゃないかと思いますので、ぜひぜひそのへんも考えてやっていただきたいと思います。

まだ半分ですけどね。

あと、それではですね、もう、スポーツツーリズムについてはそのへんで終わって、最後のカッコ5の 方にいきたいと思います。

そのほか、町の活性化について今後の取り組みをどうするべきと思うか、という問いに答弁お願いします。

議長 (中島一郎君)

企画調整室長。

企画調整室長 (渡辺健心君)

それでは小松議員の、町の活性化について、今後の取り組みはどうするべきかにつきましてお答え致します。

スポーツツーリズム、観光振興、移住定住促進など、これまでの施策を講じてきたことで、令和4年度の黒潮町の社会増減がプラス15人と、4年ぶりに社会増に転じ、一定の効果が表れたことは評価できると考えます。

しかしながら、人口ビジョンに基づく目標人口には届いておらず、依然厳しい状況に変わりはございません。

本町の課題としましては、一次産業を中心とする担い手の確保や、住宅環境の整備、公共交通の充実など、町の活性化に向けたミッションは山積しておりますが、アフターコロナの今年度は新たなスタートの

タイミングであり、課題解決への好機としなければなりません。持続可能な町を築いていくためには、人口減少下においても、豊かな暮らしができることを想定した施策を展開することが重要であり、これまでの施策を単に継続するのではなく、ニーズに応じた、より効果的な施策へと改善していく必要があります。

黒潮町総合戦略に基づき、若年層の地元定着およびU・I ターンを促進するとともに、子育て世代や高齢者が生きがいを持って安心して暮らせる環境づくりに取り組んでまいります。

議長 (中島一郎君)

小松孝年君。

11番(小松孝年君)

ありがとうございます。

町の活性化について、いろいろと今からもやっていかないかんことはいっぱいあると思います。

さっきのスポーツツーリズムのところでも言うたら良かったんですけど、これからまたいろいろと県の方にも要望していかないかんもんもあると思います。

今回も何回か出ておりましたけれども、また黒潮町活性化するためには、今はスポーツとかのことを言ってますけども、やっぱり町全体で活性化していかないかんので、佐賀地区の方のスポーツはあんまりないということが出ておりました。本当東公園の利用。あれはもう絶対今からやっていかないかんと思います。

本当、自分が議長のときにね、町長と2人で西南大規模公園の期成会の方で、県の方に要望にも行きました。で、東公園の所に屋内練習所、それもそれもしっかり要望をしてきております。ある程度、県の方も絶対やらないようなというわけじゃなくって、ちょっと前向きには考えてくれておりますので、本当はいろいろとその要望するときですね、ただ欲しいだけじゃやっぱり駄目ですので、そのときにもいろいろ言いましたけれどもやはり、やっぱりうちの町はスポーツツーリズムでやってますよね、その活用の方法とかですね。

それから実際ああいうとこへ行くけん、室戸なんかそうですけども、防災を兼ねて、やっぱりそういう施設を造ると。それと、地域の子どもたちの競技力の向上とか、そういうのをちゃんと理由付けしていかんと、やっぱりなかなか受け入れてくれんみたいですのでぜひですね、また、町長と議長、要望に行くと思いますんで、そのときはそういうところ強調して、ぜひ言うてください。

また、自分は今、実際スポーツツーリズムで活動してる中でですね、今の佐賀の東公園、そこも何とか やりたいと思っていろいろ取り組んでおります。例えば、女子のソフトの全日本の選手なんかもね、ちょっとつながり作ってきておりますので、そこをそういう体育館ができたら誘致してですね、しっかりとそこでキャンプしてもらうと。そういったことができるようになったら、また今言われていたような温泉の 利用とかもまた、どういいますかね、利用価値が広がってきますので、ぜひそんなことやってほしいと思います。

佐賀は結構、キャッチフレーズが作りやすいんですよね。日本一が3つぐらいありますもんね。カツオ船団、日本一を持ってます。それから、あこのタワー、避難タワーも恐らく日本一の高さだと思います。それからもう一つ、一番ネックながは津波高日本一。三つの日本一がありますのでね、それも売り込んでですね。ここに来たら日本一なれるぞとか、そういったキャッチフレーズを付けてやったらいいんじゃないかと思います。それはちょっと余談でしたけれども。

あともうちょっとですが、そういった取り組みはやってほしいということと、それから、以前はですね、 ほかの自治体の前例ばかり気にしてですね、まあ言うたら風見鶏のごとく補助金ありきの施策が多くて、 結局は魅力の感じない町ということに思われておりました。最近はですね、最近というか近年、役場の職員、課長さんはじめ、職員さん頑張ってくれてですね、結構黒潮町の特色を生かした、黒潮町独自の施策を打ち出してくれているからこそ、この町がほかから見て、すごい元気な町に見えるというふうに言われます。

それはまたイメージアップにつながって移住希望者も増えてですね、これもさっき、今回の質問の中の にもありましたけれども、町の子どもたちがなんか森とか、そういう自然を魅力に感じているということ はですね、故郷に誇りを持つようになってるんじゃないかと思います。

また今回カーボンニュートラルの地域に選定されたのも、それは防災において今まで黒潮町独自の取り 組みをしてきたノウハウが生きてきてですね、それは認められた結果、そこにつながったわけで、独自の 取り組みをすることは、その時のリスクは多少あってもですね、将来的に、多面において大きな利益をも たらすと思いますが、これ町長は、この経過についてどう思われますか。

議長(中島一郎君)

町長。

町長(松本敏郎君)

それではこの次の再質問にお答えしていきたいと思います。

小松議員とスポーツツーリズム移住促進において、本当に普段から献身的なご尽力をいただきありがと うございます。

お世辞でも何でもないんですけど、本当にそういう汗をかくことで、この事業が長きにわたって育って きたというふうに私自身感じてるところでございます。

スポーツツーリズム、特に目標としてきた1万5000泊にほぼ近寄った、コロナ禍の途中の中で近寄ったということです。これは本当にすごいことであり、そしてまた、移住促進においては社会増で、平成30年以来の4年ぶりの15人の社会増、これは町長になって私はそんなにうれしいことはないぐらいの情報でございます。

そういうこの成果がですね一つ一つ形としてできてきたということは本当にこのまちづくりにとって大事なことだと思っております。

いろんなことをやろう、いろんなことしたらいいねという意見もたくさんあるんですけれど、やはりそのことを形にして、実行していってそして実績を出す。

空想(もうそう)をかたちにするまちっていう言葉を、私、皆さんと一緒に作ってきたわけでございますけれど、そういう形にするということが非常に説得力が出てきますので、今後町政を進める上で様々な課題をですね、回避するときに、やはり一つ一つを形にする、突破力というのを職員にもつけていきたいと思っております。

またもう一つここで述べておきたいのは、そういうことを、スポーツ合宿という促進とか推進するにあたって、町だけではできないことですね、例えばスポーツ合宿であれば、NPO砂浜美術館のメンバーたち、そして観光ネットワークの人達、そういう方たちが、最先端の現場で対応してきてくれておくと、合宿に来る、様々な監督、コーチと話すときに、スポーツ施設的にいうと、黒潮町の施設の決して抜きん出てはない。だけど、そこの窓口となってくれる人たちがスポーツのことを理解して対応してくれると、こういうところ少ないんですよというふうに言われます。

そういうふうな連携、最後に議員もおっしゃいましたけど、関係団体組織との連携を大事にしながら、 今後もまちづくりを進めて、そしていろんな課題を形にしていかなければならないと思っております。 以上でございます。

議長 (中島一郎君)

小松孝年君。

11番(小松孝年君)

はい。ありがとうございます。

町長すごい、いい答弁してくれましたので、本当に今からも、これから一生懸命頑張っていかないかんなというふうに思ったところでした。

本当はそういう対応、受け入れしてですねその対応の出席仕方とか、人と人のつながりで、やっとここまで来ていますので、そのへんを大事にしていきたいと思います。

もう最後にですね、もう1点だけ今回一般質問伝えたかったことは、ちょっとここで話させていただきます。

これはちょっと持論になってくるわけですけども、少子高齢化で人口減少は増すばかりで、そういった中、ただ、流れに逆らわず、手をこまねいてるだけでは地方の小さな町は寂れていく一方です。防災対策、子育て支援や福祉の充実を単に口にするだけでは、前に進みません。

そのために、具体的に何から始めるべきか、まずは黒潮町のにぎわいとイメージアップが必要であって、そのために人口、交流人口をふやすことを目的として、スポーツツーリズムを推進したことによって、多大な経済効果が経済波及効果と黒潮町のイメージアップに繋がってきました。人が集まるまちは自然と経済が好転して、雇用の場も増えて、一次産業にも好影響を与えて、UターンやIターン者、増加して、若者が集まってくるまちになってくると思います。

そうやってこそ人と人の支え合いのできるまちになって高齢者福祉の充実や、子どもたちの夢をかなえる子育て環境の確立ができる町になってくると思います。

この提言を忘れずにこれからも、黒潮町の活性化につなげていって欲しいと思います。

それについて最後はどうでしょうか。

議長 (中島一郎君)

町長。

町長(松本敏郎君)

小松議員の再質問に続けてお答えしていきたいと思います。

議員おっしゃられたように、この町の持ってる強みをしっかり認識して、そして、地域の人たちと、或い は関係団体、人脈とつながりながら、この黒潮町、ますます魅力的な町にするように、全力で取り組んで まいります。

以上でございます。

11番(小松孝年君)

よろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わります。

議長 (中島一郎君)

これで小松孝年君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで、浅野修一君から発言を求められています。

これを許します。

浅野修一君。

6番(浅野修一君)

失礼します。

少しお時間をいただきたいと思います。

昨日の私の一般質問の中でですね、2の職場づくり、カッコ2の部分なんですが、質問の内容に一部誤解を受けるところがあり、その部分について説明をさせていただきたいと思います。

森林環境譲与税に関する質問で、譲与税の配分について私の発言の中で、町の取り組みによっては配分に増減があるような、そういった内容の意見を発言を致しましたが、発言内容では町民の方に誤解を招く心配があるため、一部内容につきまして、お許しをいただき説明させていただきたいと思います。

その内容は、森林環境譲与税については、譲与基準の一つである林業就業者数に関連して、総務省統計局より令和4年7月22日、令和2年度国勢調査、従業地、通学地による人口、就業状態等集計が公表され、これにより森林環境譲与税の譲与基準が変更され、譲与額が変更されたものでございました。

町の取り組みが必要だとの質問ではあったわけですが、その取り組みによって譲与税が増減するものではございません。

昨日の一般質問において質問に与えられました時間がせまり少し焦ってしまった部分もございました。 私の説明不足もあり、誤解を与えたかもしれません。一部内容についての補足説明とさせていただきます。 どうも申し訳ありませんでした。

議長 (中島一郎君)

これで浅野修一君の発言を終わります。

日程第2、議案第7号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてから、議案第13号、令和5年度黒 潮町一般会計補正予算についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務教育常任委員長、澳本哲也君。

総務教育常任委員長(澳本哲也君)

それでは、総務教育常任委員会が付託を受けた議案について、その審査の経過ならびに結果をご報告致 します。

当委員会は、副町長、関係課長と、議員出席のもと、9月9日本会議終了後、委員会を開催し、慎重に 審査致しました結果、当委員会に付託された議案について、全てを全会一致で可決すべきものと決しました。

これより、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

議案第7号、黒潮町税条例の一部を改正する条例について、議案第8号、黒潮町国民健康保険税条例の 一部を改正する条例については、本会議で説明のとおり、質疑等もありませんでした。

議案第10号、黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、および議案第11号、黒潮町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを、本会議で説明のとおりでしたが、委員より、この改正で当町での保育に何か変化はあるのかという質疑がありました。

執行部より、何も変化はなく、該当施設の影響はないとのことでした。

議案第13号、一般会計補正予算について、本会議の説明とおり、質疑はありませんでした。

執行部より、当初予算をしっかり組んでいるため、6月補正はあまりないとの報告がありました。

以上、総務教育常任委員会の報告を終わります。

議長 (中島一郎君)

これで、総務教育常任委員長の報告を終わります。

これから、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設厚生常任委員長、濱村美香君。

産業建設厚生常任委員長(濱村美香君)

それでは、6月9日金曜日に開催した産業建設厚生常任委員会に付託されました議案の審査について、 報告致します。

今回付託されました議案は、配布の委員会審査報告書の記載のとおり、議案第9号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例についてから、議案第13号、令和5年度黒潮町一般会計補正予算についての3 議案となっています。

3 議案ともに討論はなく、全会一致で可決すべきものとなりました。

以下の報告は、質疑があった点を中心に行いたいと思います。

議案第9号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例について、本会議と同様の説明があり、委員からの質疑は特にありませんでした。

議案第12号、黒潮町水産業経営資金審査委員会設置条例を廃止する条例について、本会議の説明に加えて、参考資料の提示があり、令和元年度の貸し付けを最後に、その後の申し込みがないこと。他の融資を利用できる現状から廃止とする旨の説明がありました。

委員からの質疑はありませんでした。

議案第13号、令和5年度黒潮町一般会計補正予算について、3款民生費、民生費のうち、扶助費6,300万円については、電力、ガス、食料品等価格高騰緊急支援金として、住民税非課税世帯と家計急変世帯に3万円支給するもので、2,100世帯を想定している。そのうち、家計急変世帯については、100世帯を想定しているとのことでした。

委員から、この支援金は国の補助金かとの質疑があり、執行部から、住民税非課税世帯への支援金は国 庫補助があり、家計急変世帯への給付は町単独の支援として行うものとの説明がありました。

続いて、4 款衛生費のうち、報償費 2,308 万円は、コロナワクチン接種事業に係る医師、看護師運転手の謝金との説明があり、また、春夏用ワクチン7回、秋冬用ワクチン10回の接種を予定しているとのことです。

委員から、今回のワクチン接種に係る予算は全て国庫補助とのことであるが、無料の接種はいつまでかとの質疑があり、執行部から、令和6年3月31日まで無料期間が延長となっているとの説明がありました。同じく、4款衛生費のうち、脱炭素対策費について1,192万円の補正額となっているが、そのうちの報酬488万円については、本会議の説明同様、脱炭素カルテ訪問員4名の人件費として計上している。その活動は、家庭のエネルギー使用状況や、家族構成等を訪問によって調査し、エネルギー削減に繋がる方法を共に考えていくものとのことでした。

委員から、脱炭素カルテ訪問員の活動の周知と人員確保についてはとの質疑があり、執行部から、住民

への理解は、まず、区長会での周知を考えている。人員の確保については、町の募集で確保できない場合は、ハローワークでの募集を考えているとの説明がありました。

委員から、カルテ訪問員だけでは、双方に不安や負担があり、職員も一緒に訪問できないかとの質疑がありました。

執行部から、脱炭素先行地域の取り組みとして、環境庁は、脱炭素の取り組みだけでなく、地域課題の解決につながる取り組みとして施策間連携も推進する事業であるため、福祉部局や防災担当課との連携も図りながら、訪問の在り方も工夫していくとの説明がありました。

以上、審査の結果は、3議案とも討論はなく、全会一致で可決すべきものとなりました。

これで産業建設厚生常任委員会からの報告を終わります。

議長 (中島一郎君)

これから産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、議案第7号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第7号の討論を終わります。

次に、議案第8号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第8号の討論を終わります。

次に、議案第9号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第9号の討論を終わります。

次に、議案第 10 号、黒潮町家庭的保育事業等の整備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 についての討論を行います。 初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第10号の討論を終わります。

次に、議案第11号、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第11号の討論を終わります。

次に、議案第12号黒潮町水産業経営資金審査委員会設置条例を廃止する条例についての討論を行います。 初めに反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第12号の討論を終わります。

次に、議案第13号、令和5年度黒潮町一般会計補正予算についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第13号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

念のため申し上げます。

この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については、反対と見なしますので、ご了承願います。

初めに、議案第7号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第7号は委員長の報告とおり、可決されました。

次に、議案第8号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第8号は、委員長の報告とおり、可決されました。

次に、議案第9号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正するよう 条例についてを採決します。

本前に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

挙手全員です。

従って、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、黒潮町水産業経営資金審査委員会設置条例を、廃止する条例についてを採決します。 本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、令和5年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告とおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

これで採決を終わります。

日程第3、議案第14号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、および、議案第15号、 人と権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(松本敏郎君)

それでは、追加させていただきます議案第14号、議案第15号の2議案につきまして、説明させていた

だきます。

まず、議案第14号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、説明させていただきます。 現在、黒潮町の人権擁護委員は6名の方が法務省の委嘱を受け活動をしていただいておりますが、宮崎 英雄人権擁護委員が、令和5年9月30日をもって任期満了となります。

引き続き、再任候補者として同氏を法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

黒潮町荷稲 434 番地、宮崎英雄氏は、昭和 26 年 4 月 18 日生まれで、これまでも人権擁護委員として、 きめ細やかな相談業務を務めていただき、信頼厚く、人権問題の課題解決に取り組んでおられます。

町と致しましては、こういったことを踏まえ、宮崎氏が適任であると判断し、議会に提案させていただきました。

なお、任期につきましては、令和5年10月1日から令和8年9月30日となっております。

ご承認のほどよろしくお願い致します。

次に、議案第15号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、説明させていただきます。 これまで、法務省からの委嘱を受け、活動をしていただいております土居みゆき人権擁護委員が、令和 5年9月30日をもって任期満了となります。

その後任候補者として浜町幸子氏を法務大臣に推薦するために、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

黒潮町佐賀 513 番地 3、浜町幸子氏は、昭和 30 年 7 月 26 日生まれで、人格見識高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員に関し、優れた見識を有する方でございます。

町と致しましては、こういったことを踏まえ、浜町氏が適任であると判断し、議会に提案させていただきました。

なお、任期につきましては、令和5年、10月1日から令和8年9月30日となっております。

ご承認のほどよろしくお願い致します。

以上でございます。

議長 (中島一郎君)

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって、委員会付託を 省略したいと思います。

また、本案は人事案件です。

慣例に従い、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

従って、委員会付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

念のため申し上げます。

この採決は賛成の方の起立を求め、起立されない方については反対と見なしますので、ご了承願います。

初めに、議案第14号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。 本案は原案のとおり、宮﨑英雄君を適と適任とすることについて、賛成の方は起立願います。 起立全員です。

従って、議案第14号は原案のとおり、宮崎英雄君を適任とする意見を付することに決定しました。 次に、議案第15号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。 本案は原案のとおり、浜町幸子君を適任とすることについて、賛成の方は起立願います。 起立全員です。

従って、議案第15号は原案のとおり、浜町幸子君を適任とする意見を付することに決定致しました。 これで採決を終わります。

日程第4、議員定数等に関する調査についてを議題とします。

この件については、先般の町議会議員選挙において定数割れが生じたことに伴い、議員の定数、報酬および議会運営等について調査を行おうとするものです。

この件については、所管する議会運営委員会に付託し、調査される期間は、調査が終了するまでと致します。

日程第5、委員会の閉会中の継続審査および調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査および調査中の事件について、会議規則第74条の規定に基づき、議席 に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査および調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査および調査について、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長(松本敏郎君)

令和5年6月第2回黒潮町議会定例会、お疲れさまでした。

また、提案させていただきました全ての議案につきまして、承認いただき誠にありがとうございます。 今議会を通じて賜りましたご意見を参考に、これからも住民福祉の向上に全力で取り組んでまいります。 議長(中島一郎君)

これで、町長の発言を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和5年6月第2回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 11 時 54 分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

器 中岛一郊 图 宫 地 李子 图 宫 训 德、 危